



図294 市街化区域内にある世帯の割合と合計特殊出生率（都道府県別）

資料：厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計月報年計（概数）の概況」（2024.6）、総務省「令和2年(2020)国勢調査」（2022.5）から作成。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai23/index.html>、<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>

注：1) 合計特殊出生率とは、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生きた期間に生むと仮定したときの子ども数に相当する。

2) 市街化区域とは、既に市街地を形成している区域又は概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべきとする区域である。

3) 東日本は新潟、長野、山梨までとした。

出典：ウェブサイト「フード・マイレージ資料室」 <https://food-mileage.jp/>